

(テーマ)政策動向の分析
大石 豊(千葉県立東部図書館)

図書館の日常現象と政策動向はどう関わるのか？

- ・事例：公共図書館における高齢者の利用の増加
階段の上り下りが大変(エレベータ)
昔の話(戦争等)をカウンター職員が聞くと喜ぶ
退職後にライフワークのテーマを調査研究，本や論文の執筆も
地域づくりに貢献したい気持ち
パソコンの使い方がわからないが，自分でできるようにしたい
物忘れ，認知症の利用者，機器を落とした，落し物
図書館で毎日のように過ごしている 居場所
利用者の病気についての資料
図書館で身体の具合が悪くなる
耳が遠い(電話の音が聞こえない)
マナーの問題，クレーム対応
自治体の財政難と高齢化，図書館の司書や予算の減少

何のための政策動向の分析？

図書館サービス計画の立案

- ・法的根拠，政策動向，実証的な資料，数量的な資料などの客観的な理由や根拠に立った考え方により説得力を持たせる。
- ・文教予算の編成の視点
「...政策の合法性，政策の意義，政策の緊急度，政策の成熟度，要請の強さ...」
『文教予算の編成』斎藤諦淳著．ぎょうせい，1990．p38

政策法務

地方自治体独自の施策の構築や法の解釈についても，地方自治体はその判断と責任において行うことが求められている。法の隙間から生ずる様々な事象についても，地方自治体が現場における必要性を踏まえて対応することが求められている。地方自治体は，共通の課題を抱えた他の公共団体と連携し，情報を交換するとともに，地方自治体がより住民に近い存在として住民と協働する中で，自ら施策を考えることが必要になっている。(要約)『政策法務研修の現状と課題』鎌水三千男〔著〕『ジュリスト』no.1338(2007.7.15)p145-146.

人間の生涯と成長

人の成長や成熟，自立，発達，自己実現

ランガナタンの図書館学の五原則 人間の成長を支えることが原点

『図書館の歩む道 ランガナタン博士の五法則に学ぶ』（ランガナタン [著] 竹内愨解説
日本図書館協会 2010.4 JLA 図書館実践シリーズ 15)

『「図書館学の五法則」をめぐる188の視点：『図書館の歩む道』読書会から』（竹内愨
編 日本図書館協会 2012.4 JLA 図書館実践シリーズ 20)

・art

司書が，自己の資質，専門的能力や経験の最善をつくして利用者の資料・情報要求にこたえるため，調べ，資料・情報を提供するという図書館サービスに対する誠実な姿勢

「感性の練磨と積み重ねられた専門知識と技術，さらに深い洞察に基づいて図書館サービスが生まれる」（『「図書館学の五法則」をめぐる188の視点』p63）

司書の成長と成熟，教師：教育政策，看護師：看護政策，森林政策

時代の要請，社会や環境の変化

高齢社会，人口減少

格差，雇用，低成長，年金

日・米・中（中国・韓国の成長，米国，ヨーロッパ）

情報の進展

東日本大震災，エネルギー，環境

生と死，GNH(幸福)

建築，施設，道路等老朽化

移民，外交

文化，社会形成，民主主義と平和，グローバル化，言語（日本語，外国語），宗教

自治体，図書館，まちづくり

「特集：自治体図書館とまちづくりの可能性」『地域政策研究』52号 地方自治研究機構
2010.9 <http://www.rilg.or.jp/006/no52.pdf>

「特集：生涯学習の拠点“図書館”のいまとこれから」『市政』713号 60(12) 全国市長会
2011.12

<http://www.toshikaikan.or.jp/shisei/2011/201112.html>

地方自治，地域づくり，まちづくり，地域支援，地域課題解決

まちづくり 地域振興 地域の課題解決，資料・情報提供

行政支援，学校教育支援，ビジネス（地場産業）支援，子育て支援，観光政策

社会関係資本（ソーシャル・キャピタル）

「特集：社会関係資本と図書館・情報サービス：地域・社会とのつながり力」『現代の図書館』201号 50(1) 2012.3

図書館の現況（図書館数，職員数）

2011年調査（2011〔平成23〕年4月1日現在，2010年度実績等）

出典：JLA 図書館調査事業委員会「『日本の図書館』2011年調査集計結果」

『図書館雑誌』vol.106,no.3(2012.3)p186-187

『日本の図書館 統計と名簿 2003』日本図書館協会 2004

2003年調査（2003〔平成15〕年4月1日現在，2002年度実績等）

・図書館数

3,210（都道府県立61，市区立2,540 町村立588，広域市町村圏1，私立20）

・設置率

都道府県立100%，市区立98.4%，町村立53.4%

町村の46.6%が図書館未設置

・図書館職員数

	2003〔平成15〕年	2011〔平成23〕年	増減
専任職員数	14,928人	11,759人	3,169人減
うち司書・司書補	7,318人	6,064人	1,254人減
非常勤・臨時	13,035.2人	15,705.2人	3,942.2人増
うち司書・司書補	5,933.2人	8,452.7人	2,519.5人増
委託・派遣		7,983.8人	

	2002〔平成14〕年	2010〔平成22〕年	増減
・個人貸出冊数	571,064千点	716,181千点	145,117千点増

	2001〔平成13〕年	2009〔平成21〕年	増減
・資料費決算額	354億1,654万円	294億1,037万円	60億617万円減

*質の高い司書の育成・確保の課題

現在の年齢構成と10年後の分布？

司書の退職：10年後の退職による分布の変化を考慮できないか？

図書館経営の中核となるベテラン司書の減少，新人司書の採用

図書館経営の中核を担える人材（図書館リーダー）の効果的育成の課題

認定司書制度

新人司書等の能力と資質の育成の課題

図書館の設置及び運営上の望ましい基準

・努めるものとする，望ましい

・対象：公立図書館に私立図書館を追加

私立図書館の設立理念と設置目的の達成 図書館運営とサービス 一般公衆の利用
ノーサポート，ノーコントロール

- ・知識基盤社会
- ・課題解決支援サービス（学校教育，子育て，健康・医療，法律等）
- ・図書館運営に関する評価
- ・運営方針や収集方針の公表
- ・運営サービスの改善
- ・図書館資料の収集
- ・学校支援
- ・法令順守（著作権法等）
- ・電磁的記録 収集
- ・予約制度 相互協力（連携・協力）
- ・情報サービス 地域資料，パスファインダー，ネットワーク情報資源
- ・情報リテラシーの育成，
- ・学習成果の活用
- ・読書活動の推進（成人，子ども）
- ・危機管理
- ・地域資料の電子化
- ・図書館の新たなサービス・運営に関する調査・研究開発

文部科学省ホームページ 図書館の振興 これからの図書館の在り方検討協力者会議
「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」についての報告書案

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shougai/019/shiryu/1291395.htm

* 「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」の今後の活用

* 『市民の図書館』の改訂版の必要性

- ・平成 23（2011）年度 第 97 回全国図書館大会多摩大会「市民の図書館のこれから」
- ・有山崧生誕 100 周年記念集会「有山崧の視点から，いま図書館を問う」
- ・地域と図書館

地域活性化交付金（住民生活に光をそそぐ交付金）

住民生活にとって大事な分野でありながら，これまで光が当てられてこなかった分野（消費者行政，DV対策・自殺予防，知の蓄積等による地域づくりなど）における平成 22 年度の補正予算で措置された「住民生活に光をそそぐ交付金」に呼応した取組

平成 23 年度から普通交付税（単位費用）において，所要経費を算入

平成 24 年度における拡充（普通交付税措置 23 年度 300 億円 24 年度 350 億円）

地方交付税化，単位費用算出の際の図書館職員数の 1 名増

『住民生活に光をそそぐ交付金活用事例紹介』（平成 24 年 1 月 内閣府地域活性化推進室）

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/pdf/120106jirei.pdf>

- ・広島県竹原市：市立図書館による学校支援の強化

学校支援活動を強化するために、調べ学習に適した本の購入、司書を増員「学校支援司書」

- ・北海道東神楽町：図書運営の充実
学校図書支援員の配置，図書整理員の雇用，図書整備など
- ・北海道東川町：図書館による知の地域づくり
図書館職員体制の充実，学校訪問による図書室や読書活動の相談，本の貸出し
- ・山形県村山市：「読書シティ宣言」と図書館・読書活動の推進
図書購入，移動図書館の更新，学校図書館の図書購入と蔵書データベース化
- ・栃木県真岡市：分館図書館および学校図書館における図書購入

- ・豊中市立図書館：暮らしに密接な分野の資料の充実：医療・健康情報，多文化共生，ビジネス・就業，子育て・DV（ドメスティック・バイオレンス）
- ・佐賀県玄海町立図書館：移動図書館 車の購入費など
- ・広島県安芸太田町立図書館：移動図書館車新規購入，蔵書の充実と司書増員
- ・岡山県立図書館：児童書，録音図書，マイクロフィルム，外国語図書，資料整理，アルバイト
- ・沖縄県立図書館：IC タグ蔵書管理システム，トイレ，カーペット等の修繕，可動書棚の購入等，地域の情報拠点整備事業で図書の購入等（子育て，シニア向け図書）

図書館法の改正

- ・司書及び司書補の研修
第七条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は，司書及び司書補に対し，その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

『2007年度（平成19年度）公立図書館における図書館職員の研修に関する報告書』（全国公共図書館協議会 2008）

<http://www.library.metro.tokyo.jp/zenkoutou/tabid/2273/Default.aspx>

第3章 研修実施マニュアル 所収 図3.1 研修の流れ・プロセス ほか

- ・図書館評価，運営状況情報提供
（運営の状況に関する評価等）
第七条の三 図書館は，当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに，その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（運営の状況に関する情報の提供）

第七条の四 図書館は，当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに，これらの者との連携及び協力の推進に資するため，当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

- ・図書館評価：図書館奉仕の水準の維持向上や図書館運営の適正確保等を図ること

図書館法 7 条の 3 図書館の評価とそれによる運営状況の改善に努めること
地域社会における自治体や自館の図書館の発展段階に応じて、図書館サービスの達成状況や図書館運営の状況、課題点を把握、分析して、サービスや運営の改善に資するために行う。

図書館内部で達成状況や成果がわかっても、外部からは明確にはわからないことがあるため、達成状況や成果を具体的に示し、きちんと検証していく。

具体的な評価の内容：第一義的には評価の実施主体である図書館が定めることとしており、図書館が評価を行い、どのような評価項目で評価するのかについても図書館が判断することとしている。図書館自身で評価することについては、図書館同士で連携することも期待されている。また、図書館関係団体が、評価、点検項目についてガイドラインを自主的に定め、各図書館を支援することも考えられる。

『2009 年度（平成 21 年度）公立図書館における評価に関する報告書』（全国公共図書館協議会 2010）

<http://www.library.metro.tokyo.jp/zenkoutou/tabid/2271/Default.aspx>

第 3 章「図書館評価作成マニュアル」所収 図 3.2 図書館評価の作成手順 ほか

- ・ 学習成果の活用

社会教育における学習成果を活用する教育活動の機会の提供と奨励

- ・ 司書の資格

大学における図書館に関する科目の履修

図書館科目 24 単位以上

図書館制度・経営論，児童サービス論の単位増加（2 単位），図書館情報技術論，図書館情報資源概論，情報資源組織論，特論

「司書資格取得のために大学において履修すべき図書館に関する科目の在り方について」

（これからの図書館の在り方検討協力者 平成 21 年 2 月）

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shougai/019/gaiyou/1243330.htm

- ・ 図書館に関する科目は、図書館で勤務し専門的職員として図書館サービス等を行うための基礎的な知識・技術を修得するものであり、その後、さらに専門的な知識・技術を身に付けていくための入口として位置づけることが適切。

- ・ 司書に必要な資質・能力は、司書資格を取得した後、図書館の業務経験や研修及びその他の学習機会等による学習等を通じて、徐々に形成されていくものであり、図書館に関する科目はそのための基盤を形成するもの。

- ・ このため、大学は、学生に資格取得後も学習を続けるよう奨励し、図書館の設置者は、司書に資質・経験等に応じて継続的に研修に参加させ、知識・技術を向上させるように努め、図書館職員は自主的に学習を積み重ねることが重要。

司書の生涯学習・継続教育

図書館法の改正 平成 23 年 8 月 30 日

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関

する法律」(平成23年法律第105号)による改正 地域主権改革の一環
 第15条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第16条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館協議を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

これからの図書館像

* 図書館の持つ特徴 (「これからの図書館像」から作成)

図書館が本来持っている資源	あらゆる主題・分野にわたる資料 資料や情報の検索システム
	司書を含む職員
	閲覧席、集会室などのスペース等
図書館の能力	情報検索能力
	情報を整理・体系化して提供する力
	集客力等 幼児から高齢者までの全ての人々への公開
図書館の付加的な資源	立地条件
	土・日曜日・夜間等にわたる開館日・開館時間
	名称
	雰囲気 地域における認知度等

http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/286184/www.mext.go.jp/b_menu/houdou/18/04/06032701.htm

図書館海援隊

地域が抱える様々な課題(貧困・困窮者支援, 就労・ビジネス, 医療・健康, 福祉, 法務等)に関する役立つ様々な支援・情報の提供

文部科学省ホームページ

http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/kaientai/1288450.htm

公立社会教育施設災害復旧補助金

激甚災害(本激)により被害を受けた特定地方公共団体が設置する図書館...

過疎地域自立促進特別措置法の改正

(平成22年3月)

過疎債を用いて整備できる施設に公立図書館が入った

方針や計画に図書館を明記することが必要

施設・設備も過疎債の対象: 自動車図書館, 学校図書館とのネットワーク

図書館の危機管理

『図書館におけるリスクマネジメントガイドブック：トラブルや災害に備えて 図書館におけるリスクマネジメントに関する調査研究報告書報告書 平成 21 年度文部科学省委託 図書館・博物館における地域の知の拠点推進事業』三菱総合研究所 平成 22 年 3 月 文部科学省ホームページ

http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/tosho/houkoku/1294193.htm

『電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議議報告』

2011 年 12 月 21 日 電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議

検討事項 「デジタル・ネットワーク社会における図書館と公共サービスの在り方に関する事項」から引用

<http://www.bunka.go.jp/bunkashingikai/kondankai/tou/denshishoseki/pdf/houkoku.pdf>

国会図書館からの送信先の限定について

地域の公立図書館については、社会教育上重要な機能を有する施設であり、情報管理に係る一定の体制が整備されていることや、誰もが無料で図書館を利用することが可能であることから、当該図書館を国民のアクセスポイントとして設定することは有益であると考えられる。この点、公立図書館が設置されていない自治体が一定程度存在するなどの問題はありながらも、国民の「知のアクセス」の向上、情報アクセスに係る地域間格差の解消につながる点において意義深いものである。

...

国会図書館からの送信サービスに係る対象出版物の限定について

対象出版物の範囲を定めるにあたっては、電子書籍市場の形成、発展の阻害や著作者、出版者の利益を不当に害することのないよう留意することが前提であり、基本的には相当期間重版していないものであるとともに、電子書籍として配信されていないなど、一般的に図書館において購入が困難である「市場における入手が困難な出版物」等とすることが適当である。

国会図書館からの送信データの利用方法の限定について

国会図書館から地域の公立図書館等に対して送信されたデータの利用方法については、送信サービスの実施が電子書籍市場の形成、発展の阻害や著作者、出版者の利益を不当に害することのないよう留意することを前提としながらも、送信サービスの利用者の利便性を可能な限り高めることが重要であると考えられる。この点について、具体的には、

）出版物の所蔵冊数を超える同時閲覧の可否及び、）送信先におけるプリントアウト等の複製の可否について、検討が進められた。

）については、同時閲覧に係る制限を設けた場合、デジタル化の利点を生かしきれたサービスにはならないことから、同時閲覧に係る特段の制限をしないことが考えられる。

）については、...

この点については、送信サービスの対象出版物の範囲が絶版等市場において入手することが困難なものに限定されていることから、著作権法第 3 1 条第 1 項第 1 号と同様に

複製目的や分量を制限するとともに、ルールに則った運用が担保できる公立図書館等における実施に限定されるという条件の下であれば、プリントアウトを認めることは適当である。

国会図書館からの送信先等を限定した上での送信サービスの実施に係る著作権法上の対応について

国会図書館からの送信先等を限定した上での送信サービスの実施については、データの利用方法等に一定の制限が課されているなど、電子書籍市場の形成、発展や、著作者、出版者の利益に十分に配慮しているものであり、早期のサービスの実現が期待されるものである。

また、送信サービスが) 公共的な情報に係るインフラとしての性格を有すること、) 利用者からサービスに係る対価を徴収しないこと、) 送信先、対象出版物等について制限されたものであり、サービスの実施が著作者、出版者の利益を不当に害するものではないと考えられることを踏まえれば、著作権者へ対価を支払うことの必要性は高くないものと考えられる。

こうしたことから、上記の ~ において示された内容、条件が法令等によって適切に担保されるのであれば、当該サービスの実施にあたり、権利制限規定の創設により対応することが適当である。

まとめ

国会図書館のデジタル化資料を各家庭等まで送信することについては、国民生活に与える利便性は非常に大きいものの、このようなサービスの実施にあたっては原則として、権利者の許諾が必要となるものであるとともに、関係者間の協議を経て、一定の仕組みを整備することが必要であり、その実現には相当な期間が必要である。

したがって、まず、早期の実施を目指し、その為の第一段階として、公立図書館等までの送信等を行うことにより国民の「知のアクセス」の向上、情報アクセスの地域間格差の解消を図った上で、中長期的な課題として更なる利便性の向上を見据えた検討を実施し実現を目指すことが適当である。

また、送信先等を限定した上での送信サービスの実施については、権利制限規定の創設等により実現したとしても著作者、出版者の利益を不当に害することにはならず、むしろ国民の出版物へのアクセスに係る環境整備が進むことになるとともに、様々な出版物に対する新たな需要が喚起され、それに伴う今後の電子書籍市場の活性化につながることを期待されることから、早期に実現されることが適当である。

著作権法の一部を改正する法律案

第 180 回国会における文部科学省提出法律案

四 国立国会図書館は、絶版等資料に係る著作物について、図書館等において公衆に提示することを目的とする場合には、記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて自動公衆送信を行うことができるとし、当該図書館等においては、その営利を目的としない事業として、当該図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、自動公衆送信される当該著作物の一部分の複製物を作成し、当該複製

物を一人につき一部提供することができることとする。 (第三十一条第三項関係)
平成 25 年 1 月 1 日から施行

指定管理者制度

・指定管理者制度の導入状況

市区町村立図書館の導入 273 館 (2010 年度までに導入)

(民間企業 68%, NPO 12%, 公社財団 16%, その他 4%)

2011 年度に導入予定 20 館

(「図書館における指定管理者制度の導入の検討結果について 2011 年調査 (報告)」

日本図書館協会図書館政策企画委員会 2011 年 9 月 26 日)

・指定管理者制度の運用について

(平成 22 年 12 月 28 日 総務省自治行政局長)

・公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときに活用できる制度

・単なる価格競争による入札とは異なるもの

・公の施設の適切かつ安定的な運営の要請も勘案し、各地方公共団体において、施設の設置目的や実情等を踏まえて指定期間を定めること

・複数の申請者に事業計画書を提出させることが望ましいこと

・住民の安全確保に十分に配慮すること

・指定管理者との協定等にあらかじめ盛り込むことが望ましいこと

施設の種別に応じた必要な体制、リスク分担、損害賠償責任保険等の加入

・指定管理者の労働法令の遵守

指定管理者の選定：労働法令の遵守、雇用・労働条件への適切な配慮がなされるよう留意すること

・指定管理者制度の選定：情報管理体制のチェック、個人情報の適切な保護

・指定期間が複数年度にわたり、かつ、地方公共団体から指定管理者に対して委託料を支出することが確実に見込まれる場合には、債務負担行為を設定すること

・『図書館・博物館等への指定管理者制度導入に関する調査研究報告書：平成 21 年度文部科学省委託 図書館・博物館における地域の知の拠点推進事業』(平成 22 年 3 月 三菱総合研究所)

http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/tosho/houkoku/_icsFiles/afieldfile/2010/06/29/1294217_01.pdf

・指定管理者制度の導入・非導入の考え方

図書館が目指すべき姿を明確にする必要がある

各館の役割・機能分担を考慮する必要がある

地域や図書館の特性を踏まえた最も適切な運営形態を検討する必要がある

図書館ネットワーク機能と単一又は複数の管理者

より高度かつ効率的なサービスの開発に取り組むことができる館長や司書の安定的確保、雇用形態 (処遇を含む) や人事面も含めてあらかじめ検討する必要がある

- ・指定管理者制度導入の際の留意点
 - 指定期間の設定：安定した運営が可能な指定期間
 - 業務範囲と役割分担：選書，創意工夫
 - 司書の扱い：若手の人材育成も現場で行っていくこと，年齢構成なども含め，長期的観点に立って，その扱いや育成を考えていくことが大切
 - モニタリング・評価：施設のミッションに対しての目標達成度の評価，アウトカム評価
 - その他：図書館間ネットワーク，業務の引継ぎの十分な期間や自治体のサポート
 - 自治体の当事者意識，十分な評価能力
 - インセンティブとなる仕組み，新たな提案に対する予算の確保，サービス向上を促す仕組み
 - ノウハウの共有，相互の連携による相乗効果を上回る成果を上げるための十分な工夫

- ・指定管理者制度の導入状況についての調査研究（文部科学省）
 - 開館時間が延長されたなど，利用者のニーズに即した運営が推進されたという部分
 - 指定期間が短期であるために長期的視野に立った運営が難しいといった点
 - 職員の研修機会の確保，後継者の育成機会の確保などが，長期的なことができないために余計難しいといった問題点
 - （第 174 国会 衆議院文部科学委員会 平成 22 年 5 月 28 日 答弁からまとめ）

- ・指定管理者制度の導入の際の留意点
 - 安定した運営が可能な指定期間を検討すべきということ
 - 職員に対しても安定的な処遇を確保すること
 - 若手の人材養成も含め，長期的視点に立って育成を考えること
 - 自治体が指定管理者の業務の履行状況について適切にモニタリングをすることなど
 - （第 174 国会 衆議院文部科学委員会 平成 22 年 5 月 28 日 答弁からまとめ）

- ・柳与志夫「社会教育施設への指定管理者制度導入に関わる問題点と今後の課題：図書館および博物館を事例として」『レファレンス』733号 2012.2 p79-91

PFI

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成 11 年 9 月 24 日) 公共施設等の建設，維持管理，運営等

市場化テスト

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」(平成 18 年)
大阪版市場化テスト 管理運営業務 民間委託

新しい公共，PPP 公民連携 (Public Private Partnership 地域の抱える問題点を官民市民協働により解決する手法 東洋大学 PPP 研究センター
寺井素子「新しい公共」時代の公立図書館」『PPP 研究センターレポート』no.16

(2011.12.14) http://www.toyo.ac.jp/rc/pppc/pdf/RCR_016.pdf

市民参加や市民自治の文脈における公立図書館の可能性と中立性

- ・地域主権改革

法規の整備，財源，意識改革，マニフェスト

地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めることのできる活気に満ちた地域社会をつくっていくことを目指す。

<http://www.cao.go.jp/chiiki-shuken/index.html>

地域主権戦略会議

- ・行財政改革

自治体経営，首長，財政状況，行政のスリム化，時代の要請と社会の変化に対応したサービス，ICT，図書館サービス計画と評価，図書館協議会，住民の意思

- ・公の施設

公立図書館は，公の施設として住民が利用する施設であり，住民の意思（希望）に裏打ちされていると，説得力のある図書館サービスができる。図書館サービスの質的向上をめざし，社会の変化や住民のニーズを把握して図書館サービス計画を企画・立案するとともに，サービスを実施して評価するサイクルにおいて司書が力量を発揮することが大切。

- ・自治体の施策の優先順位

住民の意思が自治体の長の施策に反映されれば，他の事業に対して，図書館事業についての優先順位を変えることは可能となる。

- ・親組織である教育委員会への図書館の理解

図書館の主管課（教育委員会生涯学習課，社会教育等関係課）の図書館担当職員の立場で，これからの図書館の運営やサービスの計画の説明について考える。

行政支援サービス，地域づくりに役立つ図書館：親組織の図書館理解につながる。

- ・市町村合併の影響

図書館の設置率の向上，図書館の実態，図書館の運営，運営方針，利用者サービスの見直し，資料，図書館システム，ネットワークシステム（資料搬送），職員体制

* 「公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の承認等について」の一部改正について（文部科学省生涯学習政策局長 平成 18 年 10 月 2 日）

公民館図書室を公立図書館の分館として無償で転用し，条例上位置づけることが容易に。

公共サービス基本法

（公共サービスを委託した場合の役割分担と責任の明確化）

第 8 条

国及び地方公共団体は，公共サービスの実施に関する業務を委託した場合には，当該

公共サービスの実施に関し、当該委託を受けた者との間で、それぞれの役割の分担及び責任の所在を明確化するものとする。

図書館事業の公契約基準について

(2010年9月 日本図書館協会)

図書館事業の公契約基準・試案(概要)

1 目的

この基準は、図書館事業に関する公契約に係る図書館業務の質の確保、当該業務に従事する職員の適正な待遇、条件を保障することにより、より良い図書館サービスとまちづくりに貢献し、もって住民が豊かで安心して暮らすことのできる地域社会を実現することを目的とする。

定義

公契約：自治体が発注する図書館業務についての請負の契約のほか、指定管理者制度による指定管理者との業務内容等の協定も含む。

委託者の責務

自治体の図書館計画の立案し、公にする

図書館の設置目的を効果的に達成する上での管理運営の基本、およびその方法

自治体の図書館で雇用されていた職員の優先採用

職員の図書館業務についてのスキルアップ

(自治体の政策、長期計画、図書館事業についての研修)

委託料の積算 人件費は、職員数、職務や経験に応じた待遇などを適正に積算

外部有識者による点検・評価

受託者の責務

図書館の設置目的を効果的に達成することを目標に自治体の図書館計画実現

職員の待遇改善

職員の経験、職務に応じた待遇措置

図書館の専門職員のスキルアップ 研修実施、外部研修派遣

図書館職員の範囲

適用職員の賃金

適正賃金：同じ地域で働く図書館員〔の〕一般的な水準を下らない

経験年数、職務、業務、責任の度合いなどを考慮

適用職員への周知等

個人情報保護法

個人情報の保護に関する法律：民間事業者を対象

公立図書館は個人情報保護条例を適用

個人情報とプライバシー

新保史生氏のまとめ(公知、非公知、機微 個人情報とプライバシーの関係)

新保史生「図書館と個人情報保護法」『情報管理』47(12) p818-827 2005

教育基本法と社会教育法

生涯学習の理念
ほか

教育振興基本計画

平成 20 年 7 月 16 日 文部科学省告示第 118 号

基本的方向 1 社会全体で教育の向上に取り組む

いつでもどこでも学べる環境をつくる

施策

図書館・博物館の活用を通じた住民の学習活動や個人と地域の自立支援の推進

- ・ 図書館が住民にとって身近な「地域の知の拠点」として、だれもが利用しやすい施設としての機能を果たすよう促す。あわせて、司書の資質の向上を図るため、その履修すべき科目の見直し等養成課程の改善を図る。また、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を踏まえ、子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備を支援する。

第 2 期教育振興基本計画

策定を検討中

公民館，図書館，博物館などの社会教育施設を拠点とした地域づくり・絆づくりの推進（専門人材の育成，場作り・ネットワーク化等）

文字活字文化振興法

（平成 17 年 7 月 29 日）

（地域における文字・活字文化の振興）

第七条 市町村は，図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため，必要な数の公立図書館を設置し，及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は，公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう，司書の充実等の人的体制の整備，図書館資料の充実，情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

* 『豊かな文字・活字文化の享受と環境整備：図書館からの政策提言』（日本図書館協会 2006 年 10 月）公立図書館の整備，学校図書館の整備

<http://www.jla.or.jp/portals/0/html/kenkai/mojikatuji200610.pdf>

子ども読書活動推進計画

「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第二次）平成 20 年 3 月 11 日 閣議決定

都道府県の策定，市町村の策定

http://warp.ndl.go.jp/info:ndl/jp/pid/286794/www.mext.go.jp/b_menu/houdou/20/03/08031005/001.htm

文部科学省ホームページ 子ども読書活動推進ホームページ

http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/dokusyo/

「人の、地域の、日本の未来を育てる読書環境の実現のために」

(平成23年9月 国民の読書推進に関する協力者会議)

司書や司書教諭等の読書に関する専門的職員を充実する

読書環境プラン, 読書シビルミニマム

例 中学校区を単位, 学校図書館や図書館, 公民館, 書店など

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/23/09/_icsFiles/afiedfile/2011/09/02/1310715_1_1.pdf

社会教育による地域の教育力強化プロジェクト

地域課題解決に役立つ新しい社会教育施設像を提示

地域課題解決の効果的な仕組みづくりを実証

「新しい公共」の実現に寄与

事例：高齢者の読み聞かせボランティア養成プログラムをモデルとした地域の教育支援ネットワークの構築

文部科学省 http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/project/1303673.htm

「長寿社会における生涯学習の在り方について ～人生100年 いくつになっても 学ぶ幸せ 「幸齢社会」～」

(平成24年3月 超高齢社会における生涯学習の在り方に関する検討会)

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/24/03/1318903.htm

・報告書のポイント

健康で、生きがいをもった高齢期を迎えるためには、人生100年時代(100歳まで生きることが可能となった時代)を想定した人生設計を行うことが必要。

また、高齢者が、社会から支えられる存在ではなく、地域が抱える課題を解決する「地域社会の主役」として活躍できる環境を整備することが必要。

そのために重要な役割を担うのが生涯学習であり、生涯学習は、「生きがいの創出」、「地域が抱える課題の解決」、「新たな縁・絆の構築」、「健康維持・介護予防」につながる。

今後の具体的方策として、「学習者の参画による協働型学習プログラムの開発及び提供」、「成果活用の仕組みづくり」、「コーディネーター人材の養成」、「情報発信・情報収集」が必要である。

全国公共図書館協議会

『2011年度(平成23年度)公立図書館における協力貸出・相互貸借と他機関との連携に関する報告書』

<http://www.library.metro.tokyo.jp/zenkoutou/tabid/3551/Default.aspx>

事例, 協力貸出・相互貸借の意義, 調査結果, 提言

大学図書館

- ・「大学図書館の整備について(審議のまとめ): 変革する大学にあって求められる大学図書館像」(平成22年12月 科学技術・学術審議会学術分科会研究環境基盤部会学術情報

基盤作業部会)

他機関・地域等との連携

「...特に公共図書館との連携は重要で、東海地区や鳥取県の取組みの例があるが、ここ数年連携に取り組む地域が増えてきた。連携の内容も閲覧利用から図書の相互貸借に拡大する等、連携の緊密さが増してきた。」

- ・「大学図書館における先進的な取組みの実践例：大学の学習・教育・研究活動の質的充実と向上のために」(文部科学省研究振興局情報課 平成 23 年 12 月)

学習支援，教育活動への直接的関与，研究支援（機関リポジトリ），コレクション構築とナビゲーション，地域社会連携・国際対応，組織・運営体制，職員の育成・確保，参考資料

- ・地域社会連携

医療・健康情報に強い地域を目指した公共図書館 4 館との連携による健康支援の取り組み（愛知医科大学）

学校図書館

文部科学省ホームページ 学校図書館

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/index.htm

学校や地域の取組から学ぶ学校図書館を活用した取組事例集ほか

参考資料・ホームページ

- ・『図書館年鑑』（日本図書館協会）
- ・『図書館政策資料』（日本図書館協会）
- ・文部科学省ホームページ「図書館の振興」
http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/tosho/index.htm
- ・『カレントアウェアネス・ポータル』（国立国会図書館）
<http://current.ndl.go.jp/>
- ・全国公共図書館協議会
<http://www.library.metro.tokyo.jp/tabid/2266/Default.aspx>
- ・日本図書館情報学会
<http://www.jslis.jp/>
- ・日本図書館研究会
<http://www.nal-lib.jp/>
- ・社会教育実践研究センター
<http://www.nier.go.jp/jissen/index.htm>

外国の図書館政策

- ・韓国
第 72 回 IFLA 大会「図書館 知識情報社会のダイナミックエンジン」
司書資格制度 1 級正司書：博士，2 級正司書：大学・修士，准司書
- ・シンガポール

『シンガポールの図書館政策：情報先進国をめざして』ラス・ラマチャンドラン，ジョ
ンソン・ポール，大村勝敏，加藤多恵子，木原一雄，高木和子 共著 日本図書館協会
2009

・アメリカ

アメリカ図書館協会 <http://www.ala.org/>

認定公共図書館管理者 ALA の研修・リカレントプログラム

CPLA：Certified Public Library Administrator

図書館情報学修士号と図書館現場で5年以上の勤務経験が必要

必修科目（予算と財政，技術管理，組織化と人事管理，計画立案と施設管理）

選択科目（現状の課題，基金獲得，マーケティング，政治とネットワーク，多様な人々
へのサービス活動の中から3科目）

『米国の図書館事情 2007：2006 年度国立国会図書館調査研究報告書』国立国会図書館関
西館図書館協力課編 日本図書館協会 2008

<http://current.ndl.go.jp/series/no40>

・北欧

Scandinavian Library Quarterly <http://slq.nu/>

吉田右子著『デンマークのにぎやかな公共図書館：平等・共有・セルフヘルプを実現す
る場所』新評論 2010

認定司書

- ・司書のキャリア形成，司書の生涯学習
- ・司書：公共図書館に置かれる専門的職員
- ・認定司書：司書の専門性の向上に不可欠な図書館の実務経験，実践的知識・技能を継続的に修得した者として，日本図書館協会の認定司書審査に合格し，公共図書館の経営の中核を担う司書として公的に認定された人
- ・目的
 - わが国の職能集団としての司書全体の研鑽努力の奨励
 - 司書職のキャリア形成や社会的認知向上に資すること
- ・期待
 - 十分な知識と技能そして意欲をもって図書館に勤務する司書の継続的かつ安定的な雇用が確保されること
 - わが国の図書館全体の振興につながること
- ・対象者：公共図書館に10年以上勤務する司書（司書有資格者を含む。）で，
一定の研修を積み重ね，著作（8,000字以上）を著している者
- ・自己研鑽：中堅ステップアップ研修(2)（日本図書館協会）20ポイント
中堅ステップアップ研修(1)（日本図書館協会）東京，関西で開催 10ポイント
図書館司書専門講座（文部科学省等）20ポイント